

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

- 1 令和6年（以下同じ）6月15日、M県S市A区K町〔番地等省略〕の路上において、同所に駐車中のV所有の普通乗用自動車内から同人所有の時計3個（時価合計450万円相当）が窃取されるという事件が発生し、捜査の結果、同事件の被疑者として、S市在住のXが浮かび上がった。7月1日、同事件につき、S地方裁判所裁判官により、Xに対する逮捕状（以下、「本件逮捕状」という）及び搜索場所をX方とする搜索差押許可状（以下、「搜索差押許可状①」という）が発付された。
- 2 7月2日午前9時頃、S中央警察署（以下、「S署」という）の警察官P及びQは、さしあたりXをS署に任意同行してXの取調べを行うこととし、本件逮捕状と搜索差押許可状①のいずれも携行せずにX方に向かった。

同日午前9時30分頃、Pらは、X方から約300メートル離れた路上でXを発見し、Xに対し、「6月15日の窃盗事件について話を聞きたい。S署まで一緒に来てほしい。」等と述べて任意同行に応ずるよう説得を試みたが、Xは、「逮捕状はあるのか。ないなら行かない。」等と述べてこれを拒否し、X方の方向に向かって走り出した。Pらは、Xを追跡し、同日午前9時35分頃、X方玄関前の路上でXに追いつき、Xを逮捕した。その際、Pらは、本件逮捕状の緊急執行の手続をとらなかった。

同日午前10時頃、Pらは、XをS署に連行し、同日午前10時10分頃、S署の取調室において、Xの取調べを開始し、その際、Xに本件逮捕状を呈示した。その後、Pは、同日のうちに、同日午前9時35分頃にX方玄関前の路上で本件逮捕状をXに呈示してXを逮捕した旨を記載した通常逮捕手続書を作成した。

- 3 同日午前10時30分頃、Xの取調べを続けていたPは、Xの左腕に真新しい注射痕のようなものがあることに気付き、Xが覚醒剤を使用しているのではないかという疑いを抱いた。そこで、Pは、Xに対し、任意の尿検査に応じてほしい旨を申し向けたところ、Xはこれを承諾した。同日午前11時頃、Xは、S署内のトイレにおいて排尿し、その尿をPに任意提出した。その際、Xに対して尿の提出を強制するような言動や措置等が行われることは全くなかった。Xの尿につき直ちに簡易検査が行われたところ、覚醒剤の陽性反応が出たため、同日午前11時30分頃、Pは、覚醒剤の自己使用の被疑事実に基づき、Xを緊急逮捕した。同日午後0時頃、Pらは、S地方裁判所裁判官に対し、同事実に基づく緊急逮捕状を請求し、同日午後2時頃、その発

2025（令和7）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

付を受けた。

7月3日、M県警察科学捜査研究所の研究員Rは、前記のXの尿につき本鑑定を行い、Xの尿から覚醒剤成分が検出された旨の鑑定書（以下、「本件鑑定書」という）を作成した。

- 4 7月4日、Pらは、S地方裁判所裁判官に対し、本件鑑定書を主要な疎明資料として、覚醒剤の自己使用の被疑事実につき、捜索場所をX方とする捜索差押許可状を請求し、同日、同許可状が発付された（以下、「捜索差押許可状②」という）。

Pらは、捜索差押許可状①と捜索差押許可状②を併せて執行することとし、7月5日、両許可状に基づき、X方の捜索を行った。捜索の結果、窃盗事件との関連性が認められる証拠は発見されなかったが、ビニール袋に小分けにされた覚醒剤合計1.5グラム（以下、「本件覚醒剤」という）が発見され、差し押さえられた。

- 5 その後、Xは、本件逮捕状に係る窃盗罪の被疑事実については嫌疑不十分により不起訴処分となる一方、覚醒剤の自己使用及び所持（X方における所持）の公訴事実により起訴された。Xの弁護人は、本件鑑定書及び本件覚醒剤につき、いずれも証拠能力が認められない旨を主張した。

【設問1】

本件鑑定書の証拠能力について検討しなさい。

【設問2】

本件覚醒剤の証拠能力について検討しなさい。